

# 第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 3 年 4 月 23 日（金）

## 議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

## 報 告 事 項

## 1 広報課

緊急事態宣言が発出された場合、以下のとおり対応する。

- 区報ぶんきょうの配付について

区報の町会等による配付は4月25日号からの再開を予定している。  
緊急事態宣言が発出された場合であっても、予定どおり配付を行うが、  
感染防止対策の徹底について改めて町会等に周知する。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

- 行政情報センターについて

現在、新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を休止しているが、  
引き続き現在の対応を継続する。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

（なお、今後、国や都から類似施設の対応について具体的な要請があった場合には、改めて対応を検討する。）

## 報告事項

### 1 総務課

- 男女平等センターの窓口開設時間を縮小  
緊急事態宣言期間中、男女平等センターの窓口開設時間を縮小する  
(窓口開設時間 午前9時～午後5時)。
- 男女平等センター貸施設の利用中止  
緊急事態宣言期間中、男女平等センター貸施設の利用を中止する。  
※まん延防止等重点措置期間に引き続き、緊急事態宣言期間中は、新規  
予約を中止する。  
なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どお  
り受け付ける。
- 男女平等センター相談室の継続  
面談での相談は原則中止し、電話相談のみとする(相談受付時間は変更  
なし)。

### 2 職員課

- 緊急事態宣言に伴う対応(通知文を本日発送済み)
- 職員食堂のできる限り早期の営業中止について事業者と調整中

### 3 危機管理課

- 人流抑制の呼びかけ(予定)  
日時：5月1日(土)午後1時30分から  
場所：東京ドームシティ付近  
都・警察・消防と連携の上、プラカード掲示、拡声器によるアナウンス及  
びチラシ配布による外出自粛等の呼びかけを行うことで調整している。

### 4 防災課

- 「読売理工学院との災害時における相互協力に関する協定締結式」の延期  
4月26日に予定していた協定締結式を延期する。

- 「旧元町小学校・本郷小学校・教育センター避難所の合同説明会」の開催方法の変更  
4月27日に予定していた説明会を書面開催に変更する。

## 報 告 事 項

## 1 区民課

緊急事態宣言が発出された場合の施設使用等について

## (1) 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

予約済みの緊急事態宣言該当地域からの利用者に対しては、再度、利用自粛の協力要請を行う。その上で、強く宿泊を希望する者には、感染予防対策を徹底し利用させる。

該当地域からの新規宿泊予約受付の休止の取扱いを継続する。

また、山村交流体験事業についても同様の取扱いとする。

## (2) 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む）

- ・ 全日貸出しを中止する。緊急事態宣言期間中は、新規予約を中止する。
- ・ 抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。受付は午後5時までとする。

なお、区民会館（白山東会館、かるた記念大塚会館、駕籠町会館の3館）は休館とする。

## &lt;対象施設&gt;

地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センター、勤労福祉会館

## (3) 事業について（経済課所管勤労福祉会館を含む）

事業は、中止・延期とする。

## (4) 令和3年度「赤十字会員増強運動」（赤十字活動資金（会費）募集）の実施について

5月実施を予定していたが、6月に延期する。

## 2 戸籍住民課

区民サービスコーナー業務について

夜間の業務を午後5時までとする。

## 報 告 事 項

### 1 アカデミー推進課

緊急事態宣言が発出された場合の施設使用等について

#### (1) 貸施設

- ・全日貸出しを中止する。緊急事態宣言期間中は、新規予約を中止する。
- ・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール

#### (2) 事業（イベント、講座等）、会議

- ・事業は、中止・延期・オンライン開催とする。
- ・5月10日のアカデミー推進協議会は書面開催とする。

#### (3) ふるさと歴史館、森鷗外記念館、観光インフォメーション、旧伊勢屋質店、石川啄木顕彰室

- ・全日休館とする。

### 2 スポーツ振興課

緊急事態宣言が発出された場合の施設使用等について

#### (1) 貸施設

- ・全日貸出しを中止する。緊急事態宣言期間中は、新規予約を中止する。
- ・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

#### (2) 事業（イベント、講座等）、会議

- ・事業は、中止・延期・オンライン開催とする。

## 報 告 事 項

## 1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会等の会議について  
緊急事態宣言中は、4月の定例会は開催を延期し、新任委員委嘱式については宣言解除後に別途実施する。総会は書面開催に変更する。  
5月の会長会については、開催を延期する。  
なお、急を要する案件については別途検討する。
  
- 保護司会総会  
緊急事態宣言が延長された場合における保護司会総会については、延期または書面開催等について調整する。
  
- 福祉住宅サービスの窓口の縮小  
緊急事態宣言が発出されている期間、福祉住宅サービスの窓口を縮小し、相談等は原則として電話、郵送で対応する。

## 2 高齢福祉課

## &lt;施設&gt;

- 文京福祉センター江戸川橋・文京福祉センター湯島貸施設の利用  
緊急事態宣言が発出された場合、利用休止とする。  
なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以後の随時予約は受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、利用休止の連絡をする。
  
- シルバーセンター貸施設の利用  
緊急事態宣言が発出された場合、利用休止とする。  
なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以後の随時予約は受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、利用休止の連絡をする。
  
- 高齢者あんしん相談センターの運営  
緊急事態宣言が発出された場合、高齢者あんしん相談センターの開設時間は通常どおりとするが、高齢者宅への訪問は必要最小限（電話や手紙など）にとどめる。

## <イベント>

- フレイル予防事業の実施  
緊急事態宣言が発出された場合、3月から再開したフレイル予防事業の実施は延期・中止する。
- 介護予防事業の実施  
緊急事態宣言が発出された場合、4月から再開した「文の京介護予防体操事業」等の実施を延期・中止する。
- 認知症関連事業の実施  
緊急事態宣言が発出された場合、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室等の実施は延期・中止する。
- 話し合い員活動の実施  
緊急事態宣言が発出された場合、話し合い員の通常訪問は中止し、電話やメール、玄関先での安否確認による対応とする。
- 福祉センター事業の実施  
緊急事態宣言が発出された場合、事業を延期・中止する。

## 3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応  
緊急事態宣言が発令された場合においても、原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵送で行う。  
併せて、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについて郵送対応にて実施する。
- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応  
緊急事態宣言が発令された場合においても、原則として施設や自宅等への訪問や、窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。



- 障害者会館の利用  
緊急事態宣言期間中は、利用を休止する。なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以後の随時予約は受け付ける。  
※予約済みの利用者に対しては、利用休止の連絡をする。

#### 4 生活福祉課

- 窓口業務の調整  
緊急事態宣言が発出された場合、保護費の事務所払いについては、銀行振り込みの推奨や来庁時間の分散など、窓口が密にならぬように、前年度の対応に沿って配慮する。
- ひきこもり支援に係る事業の開催の検討  
緊急事態宣言が延長された場合には、宣言期間中の事業を中止する。

#### 5 介護保険課

- 窓口について  
緊急事態宣言が発出された場合も引き続き、待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。
- 手続きの郵送対応の継続  
緊急事態宣言が発出された場合も引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、郵送での申請を勧奨する。

#### 6 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）  
緊急事態宣言が発出された場合も引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。  
また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。
  - 国民健康保険の加入
  - 国民健康保険をやめる
  - 国民健康保険証の再交付申請

## 報 告 事 項

### 1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について  
休止／地域子育てステーション  
縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）  
※子育てひろば水道は電話相談のみ  
病児・病後児保育事業（病状による）  
緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）  
区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

### 2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用  
当面の間、現行の取扱いを継続する。ただし、施設使用等の条件が付いた場合には、要請に対応できる終了時間とする。

### 3 幼児保育課

- 保育園運営  
緊急事態宣言が発出された場合でも、通常どおりの園運営を継続する。  
なお、家庭保育の協力要請を行うため、登園を自粛した家庭には保育料の日割り還付を行う。

### 4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター）  
4月27日及び5月11日の相談は、中止とする。
- 5月11日の育児スキルトレーニング（第1回）は、中止とする。

## 報 告 事 項

## 1 予防対策課

- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について(令和3年4月16日時点)
  - ・ 65歳以上の方のワクチン接種について  
コールセンター及び専用サイトにて、4月30日(金)より一部の接種会場で段階的に接種予約を開始し、5月6日(木)より接種を行う。
  - ・ ワクチンの供給について  
ファイザー社のワクチンが4月26日の週に1箱(975回分)、5月3日の週に6箱(5850回分)国から供給される。

## 報 告 事 項

### 1 住環境課

- 高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認の延期  
緊急事態宣言が発出された場合、高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認を延期する。
- 分譲マンション管理個別相談の延期  
緊急事態宣言が発出された場合、分譲マンション管理個別相談事業を延期する。（日程未定）

## 報 告 事 項

### 1 管理課

- 水防訓練

来賓等の方々の招待及び区職員以外の参加は見送り、区（土木部）単独で5月14日に訓練を実施する。

### 2 道路課

- 私道整備工事助成業務の休止

緊急事態宣言が発出された場合、緊急対応のみとし、申請手続き等の対応は休止期間後に再開する。

### 3 みどり公園課

<計画係>

- 公園再整備意見交換会の延期

4月26日に開催を予定していた文京宮下公園再整備計画第3回意見交換会を延期する。

<肥後細川庭園>

【実施事項】

- 自主事業「呈茶サービス」実施

喫茶椿における「呈茶サービス(抹茶・冷抹茶・グリーンティー)」実施。

- 自主事業「ケータリングカー(珈琲販売)」実施

4/29のみ「ケータリングカー(珈琲販売)」実施。 ※屋外に限定。

【中止事項】

- 4/24、5/1、5/7 指定事業「肥後細川庭園ボランティアガイドツアー」の中止
- 4/29～5/5 自主事業「昔遊び体験」の中止
- 5/9 指定事業「邦楽屋外コンサート」の中止

<目白台運動公園>

● 運動施設の新規予約申込み中止

運動施設は、緊急事態宣言期間中の新規予約を休止利用予約申込みも休止とする。

【実施事項】

- ・自主事業「PW 自然発見塾（5/22（土））」実施
- ・自主事業「ノルディックウォーキング教室（5/22（土））」実施
- ・自主事業「ヨガ教室（5/14（金））」実施
- ・自主事業「ジュニアテニスレッスン（5/12（水） 5/19（水） 5/26（水））」実施
- ・自主事業「体操教室（5/17（月）・5/24（月）・5/31（月））」実施
- ・自主事業「ランニングクラブ（5/12（水）・5/19（水）・5/26（水））」実施
- ・自主事業「パークカフェ（期間中土日祝）」実施 ※イスの配置に留意。

【中止事項】

- ・自主事業「フラフープの無料貸出」の中止
- ・自主事業「PW 自然発見塾（4/24（土））」の中止
- ・自主事業「ノルディックウォーキング教室（4/24（土））」の中止
- ・自主事業「体操教室（5/10（月））」の中止

<貸施設>

○貸出しを休止とする。

「対象施設」

目白台運動公園、肥後細川庭園松聲閣、大塚公園集会所

## 報 告 事 項

## 1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2ヶ所）閉鎖の継続

緊急事態宣言が発出された場合、シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所の閉鎖を当面の間、継続する。

## 2 リサイクル清掃課

- 5月中に実施予定の対面による事業の中止（1事業）。
- 緊急事態宣言が発出されていない場合でも、5月中に実施予定で延期や書面により実施する事業（3事業）。
- 5月に実施予定でオンライン等により実施するもの（2事業）。
- ごみ収集等に関する周知。

## 報 告 事 項

### 1 施設管理課

- 展望ラウンジの閉鎖について  
緊急事態宣言が発出された場合は、感染拡大防止の観点から対象期間中、展望ラウンジを閉鎖する。



## 報 告 事 項

## 1 学務課・教育指導課

- 宿泊を伴う事業について  
新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、5月中の移動教室及び特別支援学級合同宿泊学習を延期する。
- 学校施設使用事業について  
緊急事態宣言が発出された場合、学校施設使用は、区立小中学校における学習活動及び学校行事の一部中止や延期、部活動の制限を踏まえ、使用を中止とし、当面の間、新規の利用申込も休止とする。

## 2 児童青少年課

- 青少年プラザ（b-lab）の利用休止  
緊急事態宣言が発出された場合、緊急事態宣言期間中は、青少年プラザ（b-lab）の利用を休止する。  
スタジオ・ホールの一般貸出及び予約受付も休止する。  
ただし、自主勉強目的での場所の提供は、午前9時から午後5時まで感染予防対策を行った上で実施する。
- 児童館の運営  
緊急事態宣言が発出された場合でも学校の休校措置は行われたい予定であることから、児童館の運営は継続するが、利用終了時間を1時間繰り上げ平日は午後5時、土曜日は午後4時とする。
- 育成室の運営  
緊急事態宣言が発出された場合でも学校の休校措置は行われたい予定であることから、育成室の運営は継続する。なお、家庭での保育の協力要請を行うため、登室を自粛した家庭には保育料の日割り還付を行う。
- こどもひろばの利用休止  
緊急事態宣言が発出され、学務課の施設開放が中止された場合、緊急事態宣言期間中はこどもひろば事業を休止する。

- 放課後全児童向け事業（アクティ）の運営  
緊急事態宣言が発出された場合でも学校の休校措置は行われない予定であることから、アクティは継続する。

### 3 教育センター

- 教育センター貸施設  
緊急事態宣言が発出された場合は、貸出しを休止する。
- 科学教育事業  
緊急事態宣言が発出された場合は、自然科学教室及び情報科学教室の開催を中止する。
- 児童発達支援センター事業  
通所支援事業の児童発達支援（そよかぜ）・放課後等デイサービス（ほっこり）について、緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。
- 総合相談事業  
緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。
- 教育支援センター（ふれあい教室）  
緊急事態宣言が発出された場合であっても、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。

### 4 真砂中央図書館

- 開館時間の短縮（全館）
  - ・ 月曜日から土曜日までの開館時間を、午前9時から午後7時までとする。（日曜・祝日は、通常どおり午前9時から午後7時まで）
  - ・ 向丘地域活動センターでの図書の取次業務については午後5時までとする。

● 休止するサービス

(まん延防止等重点措置から継続)

- ・ 職員によるカウンターでのレファレンス (メール・電話のみ受付)
- ・ 対面朗読
- ・ 各種行事 (子ども行事・一般行事)

(緊急事態宣言により新たに休止)

- ・ 閲覧席の利用
- ・ 新聞の閲覧

ただし、今後 国や都が図書館への休業を要請した場合等は他自治体の状況を踏まえ変更することがある。具体的には、図書館を休館し利用者が事前に予約した資料の貸出及び返却の受付のみを行う。

## 報 告 事 項

### 1 区議会事務局

- 議会図書室の一般利用休止

緊急事態宣言が発出された場合、期間中の一般利用を休止する。

緊急事態宣言発出後の業務の取扱いについて

貸施設	原則として中止
施設利用	原則として中止
会議	原則として中止又は延期
イベント・講座等	原則として中止又は延期